

蒲 監 第 4 0 号
令和 5 年 6 月 9 日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 小 林 憲 三

同 尾 崎 隆 久

同 松 本 昌 成

蒲郡市職員措置請求に係る監査について（通知）

令和 5 年 5 月 3 1 日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 5 項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

（省略）

2 請求のあった日

令和 5 年 5 月 3 1 日

3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

(1) 請求の要旨

蒲郡市（以下「市」という。）が行うべき道路管理（平田町長根13番地東隣接地）が適切に行われず、土砂喪失状態となって道路としての機能が果たせず資産価値を失っている。

土砂喪失により、平田町長根13番地内の石垣の根が露出し崩れ始めており、損害を与える状態となっており、市が損失補償をしなければならない可能性があり、不作為の状態を続けるべきではない。

(2) 措置請求の内容

ア 市長に対し、早急に道路の土砂を復元し適切な維持管理を行うこと。

イ 市長に対し、道路の資産価値を維持し、周辺からの補償請求を回避するなど管理責任を果たすこと。

4 通知文（主文）

本件請求を却下する。

令和5年5月31日付で受付した「蒲郡市職員措置請求書」については、慎重に審議した結果、次の理由により、法第242条に規定する住民監査請求要件を欠くことから、却下することが相当であると決定したので、その旨を通知する。

（理由）

本件請求は、平田町長根13番地東隣接地の道路敷地の管理を怠っているとして、道路を維持管理する蒲郡市に対し、違法又は不当に財産の管理を怠る事実の解消を求めているものと解されます。

道路の管理が住民訴訟の対象となるかについて、東京高裁平成15年4月22日判決は「道路の管理といっても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を

目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的管理に限られ、前者の道路行政上の管理はその対象にはならないというべきである。」と判示しており、これは住民監査請求においても同様であると解されます。

請求人の主張は、道路行政上の管理に関するものであり、財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理に関するものとは認められず、財産の管理を怠る事実には該当しません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。